

個人所得税改正の影響

2018年12月27日に個人所得税法改正後の関連する優遇政策適用の問題に関する通知が公布されました。また、自己申告に関して新たな公告がされました。

個人所得税法改正後の関連する優遇政策適用の問題に関する通知

① 年一回性賞与の取扱い

居住者が取得する年一回性賞与で国税発〔2005〕9号の規定に合致するものは、2021年12月31日まで当年の総合所得に算入せず、年一回性賞与収入金額を12か月で除した金額を月額換算後の総合所得税率表に照らし単独で納税額を計算する。

[計算式] 納付すべき税額 = 年一回性賞与 × 適用税率 - 速算控除額

2022年1月1日から居住者が取得する年一回性賞与は当年の総合所得金額に算入する。

年間換算後の総合所得税率表

年間課税所得額	税率	速算控除額
3,000元以下	3%	0元
3,000元超 12,000元以下	10%	210元
12,000元超 25,000元以下	20%	1,410元
25,000元超 35,000元以下	25%	2,660元
35,000元超 55,000元以下	30%	4,410元
55,000元超 80,000元以下	35%	7,160元
80,000元超	45%	15,160元

② 経済補償金の取扱い

個人と使用者が労働契約を解除することにより取得する一次性補償金（使用者が支払う経済補償金、生活補助費とその他の補助費を含む）は、当地の前年職工平均給与の3倍以内の部分は個人所得税を免税とし、3倍を超過する部分は、当年の総合所得に算入せず、単独で総合所得税率表を適用して税額を計算する。

③ 外国人に関する手当の取扱い

2019年1月1日から2021年12月31日までの期間は、外国人が居住者の条件に合致するときは、選択により個人所得税特定項目附加控除を受けることができる。また、財税〔1994〕20号等の規定による住宅手当、語学訓練費、子女教育費等手当の免税優遇政策も選択することができる。ただし同時に享受することはできない。外国人が一度選択した場合は、同一納税年度内において変

更することはできない。

2022年1月1日からは、外国人が取得する住宅手当、語学訓練費、子女教育費手当の免除優遇政策は適用できず、特定項目附加控除を適用しなければならない。

個人所得税自己納税申告の問題に関する公告

① 総合所得を取得し精算する必要がある場合の申告納税

総合所得を取得し且つ以下のいずれかの状況にある納税人は精算手続きをしなければならない。

- ・ 2か所以上から取得する総合所得で且つ総合所得から特定項目控除を控除した残額が6万円を超える場合
- ・ 労務報酬所得、原稿報酬所得、特許使用費所得のうち、一つ或いは複数の所得を取得し、且つ総合所得の年収入額から特定項目控除を控除した残額が6万円を超える場合
- ・ 納税年度内の予定納税額が納付税額より少ない場合
- ・ 納税人が還付申告する場合

翌年3月1日から6月30日までに雇用単位が所在する主管税務機関に納税申告し且つ「個人所得税年度自己納税申告表」を送付しなければならない。

納税人が2か所以上の単位から雇用されている場合、選択によりその中のひとつの雇用されている単位が所在する主管税務機関で申告納税の手続きをする。

② 課税所得を取得し、源泉徴収義務者が未控除の場合の申告納税

非居住者が給与所得、労務報酬所得、原稿報酬所得、特許使用費所得を取得したときは、翌年6月30日までに源泉徴収義務者の所在する主管税務機関に納税申告し且つ「個人所得税自己納税申告表（A表）」を送付しなければならない。2か所以上の源泉徴収義務者があるときは、その中から1つを選択し源泉徴収義務者の所在する主管税務機関に対し申告納税手続きをする。非居住者が翌年6月30日前に出国（臨時出国を除く）をするときは、その出国前に申告納税手続きをしなければならない。

③ 非居住者が2か所以上から中国で給与所得を取得する場合の申告納税

非居住者が国内かで2か所以上から給与所得を取得する場合は翌月15日までにその中のひとつの雇用単位の所在する主管税務機関に納税申告をしかつ「個人所得税自己納税申告表（A表）」を送付しなければならない。

④ 申告方法

納税人は選択により電子申告、郵送の他、直接主管税務機関に申告できる。

西 山 会 計 事 務 所
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>